

令和元年度 個別労働紛争解決制度の運用状況
～「いじめ・嫌がらせ」に関する相談件数がトップ～

愛媛労働局では、令和元年度の個別労働紛争解決制度の運用状況をとりとめました。

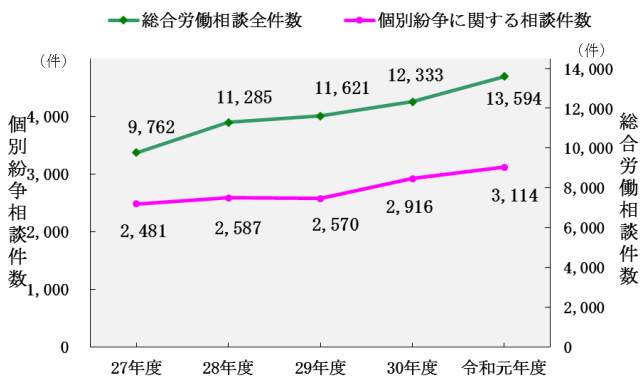
個別労働紛争解決制度には、次の3つの制度がありますので、これらの制度の運用状況をご紹介します。

1 総合労働相談

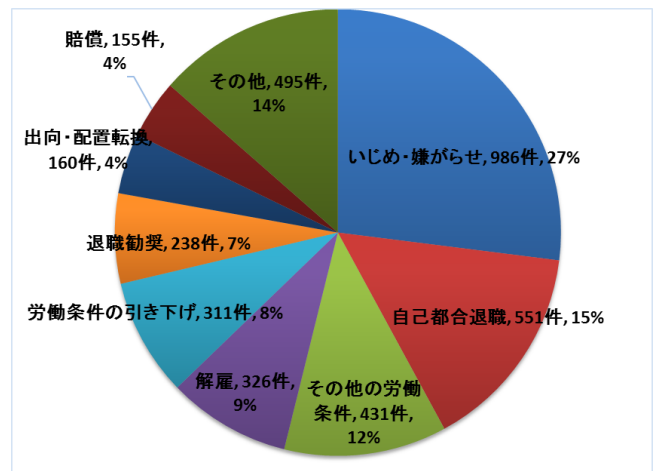
一つ目の制度は、「総合労働相談」です。愛媛労働局及び各労働基準監督署の総合労働相談コーナーで、あらゆる労働相談を受け、解決に向けたアドバイスをしています。

令和元年度は、13,594件の相談が寄せられ、前年度(12,333件)に比べ10.2%増加しました。そのうち3,114件については、民事上の個別労働紛争に係る相談(労働関係法令違反を伴わないもの)で、前年度(2,916件)に比べ6.8%増加しました。民事上の個別労働紛争に係る相談内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが、986件と最も多く、相談内容全体の27.0%を占めています。

【図1】総合労働相談件数・個別労働紛争に係る相談件数の推移



【図2】個別労働紛争に係る相談内容



2 助言・指導

二つ目の制度は、「労働局長の助言・指導」です。労働局が問題点や解決の方向性などについて必要な助言・指導をする制度です。令和元年度の申出受理は96件で、前年度と同数でした。事案の内容は、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが24件(前年度と同数)であり、全体の25.0%を占めています。

3 あっせん

三つ目の制度は、「紛争調整委員会によるあっせん」です。労働局が委任した労働問題の専門家が解決に向けたあっせんを実施し、互譲による和解を導く制度です。令和元年度のあっせん申請受理は24件で、前年度より15件減少しました。事案の内容は、「いじめ、嫌がらせ」に関するものが10件で、全体の41.7%を占めています。

◆◆労使間のトラブルが生じたときはお近くの総合労働相談コーナーへ◆◆

これらの制度は、いずれも労働者、使用者双方が無料で利用できる制度です。お気軽にお近くの総合労働相談コーナーにご相談下さい。

総合労働相談コーナー一覧

名称	所在地	電話番号
愛媛労働局総合労働相談コーナー	愛媛労働局雇用環境・均等室内	089-935-5208
松山総合労働相談コーナー	松山労働基準監督署内	089-927-5150
新居浜総合労働相談コーナー	新居浜労働基準監督署内	0897-37-0153
今治総合労働相談コーナー	今治労働基準監督署内	0898-32-4560
八幡浜総合労働相談コーナー	八幡浜労働基準監督署内	0894-22-1750
宇和島総合労働相談コーナー	宇和島労働基準監督署内	0895-22-4655

愛媛労働局雇用環境・均等室